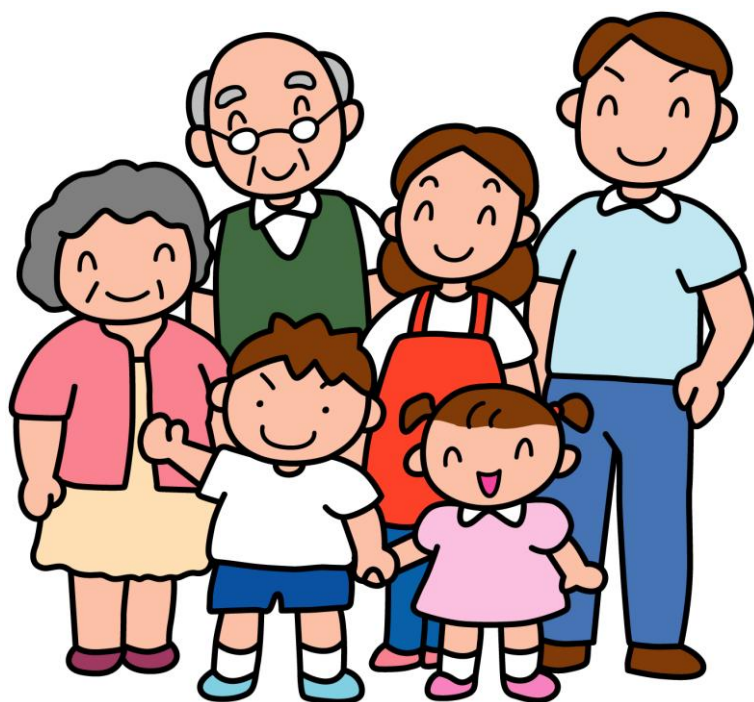


湯 沢 市
障がい者福祉のしおり



湯沢市福祉事務所

ご利用にあたって

このしおりは令和8年5月1日現在の状況について、湯沢市にお住まいの障がいのある方やその家族の方々が利用できるサービスを取り上げ、その内容について紹介しているものです。

各種制度の資格要件、対象範囲、金額などについては改正になることがありますので、詳しいことはそれぞれの担当窓口にお尋ねください。

も く じ

1. 相談の窓口

湯沢市福祉事務所等	1
湯沢市基幹相談支援センター	1
湯沢市社会福祉協議会 総合相談室	1
雄勝地域振興局 福祉環境部	1
湯沢市社会福祉協議会	2
民生委員・児童委員	2
こども家庭センター	2
秋田県南児童相談所	2
秋田県こども・女性・障害者相談センター	3
発達障害者支援センター	3
地域包括支援センター等	3

2. 手帳

身体障害者手帳	4
療育手帳	4
精神障害者保健福祉手帳	4

3. 医療・保健

福祉医療費の助成	5
後期高齢者医療制度への任意加入	5
特定疾患（難病）の医療費助成	5
小児慢性特定疾患の医療費助成	6
自立支援医療	
（1）更生医療の給付	6
（2）育成医療の給付	6
（3）通院医療費の助成	6

4. 手当

特別障害者手当・障害児福祉手当	7
特別児童扶養手当	7
自動車事故被害者への貸付金・介護料支給	8

5. 年金

障害基礎年金	8
障害厚生年金	8

6. 生活

生活福祉資金貸付制度等	9
たすけあい資金	9

7. 税の軽減

所得税	10
市・県民税	10
個人事業税	10
新マル優制度	10
相続税・贈与税	10
自動車税・軽自動車税・自動車取得税	11

8. 各種割引サービス

交通機関の料金割引	12
有料道路通行料金割引	13
NHK放送受信料の減免	14
携帯電話使用料金等の割引	14

9. 在宅サービス事業

障がい者交通援護費支給事業	15
福祉除雪サービス	15
車いすの貸出	15

10. 障害福祉サービス

障害福祉サービス利用までのながれ	16
福祉サービス体系	18
湯沢市・雄勝郡のサービス事業所と 実施種目	19
計画相談支援・障害児相談支援 (サービス等利用計画)	21

1 1. 補装具・日常生活用具

補装具の交付	2 2
難聴児・者への補聴器購入費助成	2 2
日常生活用具給付等事業	2 3

1 2. 自動車

身体障がい者等自動車運転免許取得費助成事業	2 4
身体障がい者用自動車改造費助成事業	2 4
駐車禁止の対象除外	2 4
障害者等用駐車区画利用制度	2 4

1 3. 療育・保育

療育機関・施設	2 5
---------	-----

1 4. 教育

相談機関	2 7
障がいのある子どもたちへの教育	2 7
就学指導	2 9
就学奨励費	2 9

1 5. 職業

公共職業安定所	3 0
障害者職業センター	3 0
就業・生活支援センター	3 0

1 6. 地域生活支援事業

成年後見制度利用支援事業	3 1
意思疎通支援事業	3 1
日常生活用具給付事業	3 1
移動支援事業	3 1
地域活動支援センター事業	3 1
訪問入浴事業	3 2
日中一時支援事業	3 2
障害者社会参加促進事業	3 3
障害者等自発的活動支援事業	3 3

1 7. 日常生活の援助・助成

緊急時のファックス通報	3 4
NET119 システム	3 4
郵便投票制度(選挙)	3 4
日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	3 4
障害者110番	3 5

1 8. 図書などのサービス

秋田県点字図書館	3 5
湯沢市立湯沢図書館・雄勝図書館	3 5
声の広報「ゆざわ」	3 5

1 9. 文化・レクリエーション

心生き生き芸術・文化祭	3 6
秋田県障害者スポーツ大会	3 6

2 0. ボランティア

ボランティアの相談	3 6
手話講習会	3 6

2 1. 心身障害者扶養共済

2 2. 障害福祉サービスの対象となる難病

2 3. 湯沢市内で活動している団体の紹介

1. 相談の窓口

湯沢市福祉事務所、各総合支所

湯沢市の障がい者(児)福祉の相談窓口として、次のような相談に応じています。

- 障害者手帳、特別障害者手当等の各種手当、福祉サービスの利用、補装具・日常生活用具など

湯沢市福祉事務所	湯沢市佐竹町1番1号	電話 0183-55-8075 FAX 0183-72-8301
稲川総合支所	湯沢市川連町字上平城120番地	電話 0183-42-2111 FAX 0183-42-4111
雄勝総合支所	湯沢市横堀字下柴田39番地	電話 0183-52-2111 FAX 0183-52-3166
皆瀬総合支所	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1	電話 0183-46-2111 FAX 0183-46-2838

湯沢市基幹相談支援センター（湯沢市字鶴館39-4 セントラルビル4階）

障がいのある方が地域で生活するためのさまざまなサービスの利用援助に関する総合的なワンストップ相談窓口です。

電話 0183-56-7075
開設時間 8時30分～17時15分

湯沢市社会福祉協議会 総合相談室（湯沢市古館町4番5号 湯沢市社会福祉協議会内）

就労や社会的自立を目指しながら様々な生活上の問題をかかえた方の問題解決に向けて一歩を踏み出すお手伝いをします。

電話 0183-73-8696
開設時間 8時30分～17時30分

トータルサポートスクール リード学舎（湯沢市大工町5番2号）

日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つのステップで就労に向けたお手伝いをします。

電話 0183-55-8550
開設時間 8時30分～17時30分

秋田県雄勝地域振興局 福祉環境部

（湯沢市千石町二丁目1番10号 電話 0183-73-6155 FAX 0183-73-6156）

湯沢市・雄勝郡の障がい者福祉の総合窓口として、各種相談に応じているほか、特定疾患・小児慢性特定疾患の医療費助成、精神障がい者保健福祉などの相談にも応じています。

- ・医師による精神保健相談（日時 第2・4火曜日 相談時間帯13時30分～14時30分）

精神科医及び保健師が精神の病気やアルコール問題、認知症に関すること、思春期の心の悩みについての相談を受け付けています。(事前予約制となっています。)

湯沢市社会福祉協議会

一人暮らしの高齢者などを支援するシステムの構築、ボランティア活動に関する相談や「たすけあい資金」の貸付、心配ごとや困りごとなどの相談について対応いたします。

また、各地区の福祉サポートセンターでも障がい者福祉の相談などに応じています。

湯沢市社会福祉協議会 (湯沢地区福祉サポートセンター)	湯沢市古館町4番5号	電話 0183-73-8696
稲川地区福祉サポートセンター	湯沢市川連町字上平城120番地 (稲川庁舎内)	電話 0183-78-5603
雄勝地区福祉サポートセンター	湯沢市横堀字小田中5番地2 (湯沢市横堀交流センター内)	電話 0183-52-5333
皆瀬地区福祉サポートセンター	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1	電話 0183-58-4010

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けて一定の区域を受け持ち、社会奉仕の精神をもって、児童から高齢者及び障がい者の方や生活保護の福祉相談に応じています。

相談はお近くの民生委員・児童委員へ。委員の住所・氏名については、福祉事務所にお問い合わせ下さい。

こども家庭センター (湯沢市佐竹町1番1号 電話 0183-55-8275)

保健師等が中心となって行う各種相談(母子保健)と、こども家庭支援員が行うこども等に関する相談(児童福祉)を一体的に切れ目なく実施する組織として、令和6年度に子ども未来課が兼ねる形で設置されました。

母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく漏れなく対応することを目的としています。

秋田県南児童相談所 (横手市旭川一丁目3番46号 電話 0182-32-0500)

児童(18歳未満)のあらゆる問題についての相談に応じています。

☎子ども家庭電話相談 0120-42-4152

子育てに関する心配事や子ども自身の悩み等を24時間・365日、児童相談所の専任相談員が電話で相談にのります。

秋田県子ども・女性・障害者相談センター

(秋田市手形住吉町3番6号 電話 018-831-2940)

子ども、女性、障がい者に関することや、こころの健康に関する相談を受付けます。

秋田県発達障害者支援センター ふきのとう秋田

(秋田市南ヶ丘一丁目1番2号 秋田県立医療療育センター内)

専門家が自閉症など発達障害のある方やその家族の相談に応じます。

☎電話 018-826-8030

開設時間 9時～17時

※ただし、土日祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休みになります。

地域包括支援センター等

高齢者等の生活を総合的に支える相談窓口です。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から高齢者や家族等を支えます。

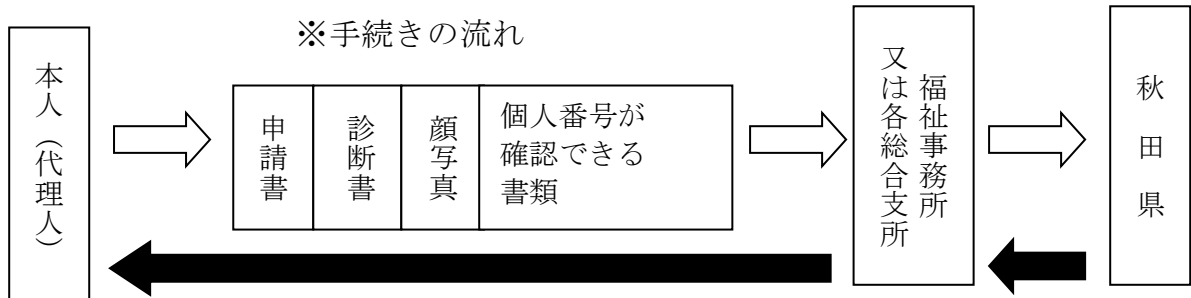
窓 口	湯沢市地域包括支援センター (本庁舎1階 長寿福祉課内) 湯沢市佐竹町1番1号 電話 0183-78-2311
	湯沢市湯沢地域包括支援センターコスモス 湯沢市相川字碓108番地 電話 0183-58-6100
	湯沢市稲川・皆瀬地域包括支援センター 湯沢市川連町字平城下14番地3 電話 0183-56-6580
	雄勝在宅介護支援センター 湯沢市小野字大沢田221番地 電話 0183-52-5210
	皆瀬在宅介護支援センター 湯沢市皆瀬字小野188番地1 電話 0183-58-4004

2. 手帳（障がい者の方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です）

◆ 身体障害者手帳

手帳の対象となる障がいは、視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫）機能の障がいで、障がいの程度により1～6級に区分されます。

なお、障がいの診断は指定の医療機関で行います。



※申請書・診断書は下記の「窓口」にあります。（顔写真は縦4cm×横3cmのもの）

※住所・氏名を変更したとき、手帳を紛失・破損したとき、障がいの程度が変わったとき、及び死亡したときは必ず届け出てください。

◆ 療育手帳

申請に基づき、児童相談所又は子ども・女性・障害者センターが知的障害者（児）と判定した場合、交付されます。なお、判定によりA（最重度、重度）とB（中度、軽度）に区分されます。

※申請書は下記の「窓口」にあります。（顔写真は縦4cm×横3cmのもの）

※18歳以前に知的に遅れがあった証明が必要な場合があります。

（通信簿またはそれに代わる証明）

※住所・氏名を変更したとき、手帳を紛失・破損したとき、障がいの程度が変わったとき、及び死亡したときは必ず届け出てください。

◆ 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のために日常生活や社会生活にハンディキャップをもつ方に、申請に基づいて交付されます。ただし、知的障がいは含まれません。

等級は、障がいの程度により1～3級に区分されます。

※2年毎に障がい程度の認定が必要です。

※申請書は下記の「窓口」にあります。（顔写真は縦4cm×横3cmのもの）

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

3. 医療・保健

・福祉医療費の助成

医療保険、後期高齢者医療制度の規定による自己負担分について全額助成します。

(1) 重度心身障害者医療費の助成

◆対 象 ・身体障害者手帳 1～3 級の方

・療育手帳 A の方

・精神障害者福祉手帳 1 級を交付されており、自立支援医療を受けている方

※社会保険の被保険者本人の場合、所得制限があります。

※精神障害の要件により福祉医療費を受給している場合、精神病棟への入院医療費は対象外です。精神病棟への入院がある月は、その医療機関で受けた全ての入院の医療費が助成対象外となります。

(2) 高齢者身体障害者医療費の助成

◆対 象 ・65歳以上の身体障害者手帳 4～6 級の方

※社会保険の被保険者本人は、対象となりません。

※本人又は扶養義務者の所得制限があります。

・後期高齢者医療制度への任意加入

65歳から74歳の方で以下の障害に該当する方は、市町村窓口で申請をすることで後期高齢者医療制度に加入することができます。

◆対 象 ・身体障害者手帳 1～3 級、4 級の一部

※4 級の一部とは…音声機能、言語機能、下肢障害 1 号、3 号、4 号

・療育手帳 A

・精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級

・障害年金証書 1 級、2 級

※後期高齢者医療制度への加入は申請日または申請日の翌月 1 日から加入できます。

窓 口	湯沢市市民課国保年金班 電話 0183-55-8164 各総合支所地域応援班
-----	---

・特定疾患(難病)の医療費助成

特定疾患にかかる医療費の自己負担分について一部を助成します。

◆対 象 ・スモン、ベーチェット病、重症筋無力症などの難病

窓 口	秋田県雄勝地域振興局 福祉環境部 電話 0183-73-6155
-----	----------------------------------

・小児慢性特定疾患の医療費助成

医療保険の自己負担分について一部を助成します。

- ◆対 象 ・ぜんそく、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性心疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患などの疾患にり患している18歳未満の児童
(一部20歳未満)

窓 口	秋田県雄勝地域振興局 福祉環境部 電話 0183-73-6155
-----	----------------------------------

・自立支援医療

(1) 更生医療の給付

身体障害者の方の障がいを取り除いたり軽くしたりすることにより、職業能力を高めたり日常生活を容易にしたりすることを目的とした医療制度です。

(例) 人工透析術、人工関節置換術など

自己負担については原則一割負担ですが、世帯の所得等に応じて1か月当たりの負担上限額が定められています。

- ◆対 象 18歳以上の身体障害者手帳所持者

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

(2) 育成医療の給付

障がいのある児童に対し、治療によって障がいを取り除いたり軽くしたりする医療制度です。

自己負担については原則一割負担ですが、世帯の所得等に応じて1か月当たりの負担上限額が定められています。

- ◆対 象 18歳未満の身体に障がいのある児童
(障がい者手帳の有無は問いません)

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

(3) 通院医療費の助成

病院又は診療所へ入院しないで精神疾患の医療を受ける場合の医療制度です。

自己負担については、原則一割負担ですが、世帯の所得等に応じて1か月当たりの負担上限額が定められています。

- ◆対 象 精神に障がいをお持ちの方

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

4. 手 当

特別障害者手当、障害児福祉手当

◆対 象 精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方。申請前に下記窓口へご相談下さい。

ただし、次の①～④の場合は支給の対象となりません。

①施設に入所している方

②病院、診療所に3か月以上継続して入院している方

③障がい者本人等の所得が限度額を超えている方

④20歳未満の方で障がいを理由とする公的年金を受けている方

◆手当額 特別障害者手当 月額 30,450円 (20歳以上の方)

障害児福祉手当 月額 16,560円 (20歳未満の方)

◆支払月 2月、5月、8月、11月

◆手続書類 診断書、障害者手帳（交付を受けている方）、世帯全員の住民票、障がい者本人の戸籍抄本、本人の年金証書（受給している方）、前年中に受給した年金額がわかるもの（受給している方）、本人名義の振込先の通帳、印鑑、マイナンバーのわかる書類 等

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

特別児童扶養手当

◆対 象 身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者。申請前に下記窓口へご相談下さい。

ただし、次の①～③の場合は支給の対象となりません。

①児童が施設に入所しているとき

②児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき

③父母、養育者又は扶養義務者の所得が限度額を超えているとき

◆手当額 1級（重度） 月額 58,450円

2級（中度） 月額 38,930円

◆支払月 4月、8月、11月

◆手続書類 診断書、世帯全員の住民票、請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本、振込先口座申出書（金融機関での証明が必要となります。）、マイナンバーのわかる書類 等

窓 口	湯沢市子ども未来課児童福祉班 電話 0183-78-0166 各総合支所地域応援班
-----	--

自動車事故被害者への貸付金・介護料支給

自動車事故に遭われた方へ貸付金と介護料を支給します。

1. 交通遺児の方に育成資金を無利子で貸付します。
2. 重度後遺障害者の方に介護料を支給します。

窓 口	独立行政法人 自動車事故対策機構 秋田支所 住所 秋田市八橋大畑二丁目12番53号 電話 018-863-5875
-----	---

※自賠責保険等による後遺障害等級認定は、身体障害者手帳による認定等級とは関係ありませんので、ご注意ください。

5. 年 金

障害基礎年金

- ◆対 象 障害の原因となった病気やけがの初診日(※)が次のいずれかの間にある方
 - ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
- ◆年金額 生年月日や世帯状況によって異なります。
- ◆注意点 障害者手帳の等級とは基準が違います。
たとえば、身体障害者手帳が3級でも年金では2級と認定され、年金がもらえる場合もありますが、反対に身体障害者手帳が1級でも年金では非該当となる場合があります。

窓 口	湯沢市市民課国保年金班・各総合支所地域応援班
-----	------------------------

障害厚生年金

- ◆対 象 障がいの原因となった病気やけがの初診日(※)において厚生年金の被保険者であった方で納付要件を満たしている方など。
- ◆年金額 障がいの程度によって異なります。

窓 口	大曲年金事務所 電話 0187-63-2296 または勤務地の年金事務所
-----	---

※初診日とは、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日のことです。

6. 生活

生活福祉資金貸付制度

障がい者の方がいる世帯等に、次の資金を貸付けています。

※連帯保証人を設定する場合 無利子

※連帯保証人を設定しない場合 年1.5%

◆総合支援資金

【貸付対象】

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な総合支援（就労支援・家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯

1. 生活支援費：貸付月額20万円以内（単身世帯は15万円以内）
2. 住宅入居費：40万円以内
3. 一時生活再建費：60万円以内

◆福祉資金

1. 福祉費：日常生活、自立生活する上で一時的に必要となる費用
2. 緊急小口資金：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用

◆教育支援資金

1. 教育支援資金：修学に必要な経費（授業料、学用品、交通費、参考書等）
2. 就学支度資金：入学に際し必要な経費

◆不動産担保型生活資金

将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として、生活費を貸付

- 1 不動産担保型生活資金：貸付月額30万円以内
- 2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

湯沢市社会福祉協議会 たすけあい資金

湯沢市内の低所得者等に対して生活意欲の助長促進・経済的自立を目的に資金の貸付を行う。（原則として連帯保証人1名必要。無利子。）

- ・ 貸付限度額 5万円（特に必要と認められる場合は10万円）（返済期間1年以内）

窓 口	湯沢市社会福祉協議会 (湯沢地区福祉サポートセンター)	電話 0183-73-8696
	稲川地区福祉サポートセンター	電話 0183-78-5603
	雄勝地区福祉サポートセンター	電話 0183-52-5333
	皆瀬地区福祉サポートセンター	電話 0183-58-4010

7. 税の軽減

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者の方や、その障がい者の方を扶養している方には次の制度があります。

所得税、市・県民税

種 類	対 象	所得税 控除額	市・県民税 控除額
障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 精神障害者福祉保健手帳 2～3 級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1～2 級 療育手帳 A 精神障害者福祉保健手帳 1 級	40万円	30万円
同居特別障害者 控除	特別障害者である同一生計配偶者 または親族を扶養しており、納税者 自身、配偶者、その納税者と生計を 一にする親族のいずれかが特別障 害者と同居している方	75万円	53万円

窓 口	湯沢税務署 電話 0183-73-5100
	湯沢市税務課市民税班 電話 0183-55-8094

市・県民税	前年の合計所得が135万円以下の障がい者は非課税 ◆窓口 湯沢市税務課市民税班
個人事業税	重度の視力障害者の方が行うあん摩、マッサージ、はり、きゅう、 指圧、その他の医業に類する事業に対する事業税は非課税 ◆窓口 秋田県総合県税事務所雄勝支所 電話 0183-73-3181
新マル優制度	預貯金等の元本又は額面350万円までの利子が非課税 ◆窓口 郵便局・各金融機関
相続税・贈与税	障がい者自身が相続を受ける場合に、障がいの程度、年齢に応じて減 税されます。 ◆窓口 湯沢税務署 電話 0183-73-5100

自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

障がい者本人が所有（原則）する車で、障がい者本人が運転する場合。

又は、障がい者の方と生計を同じくする方が単身生活の障がい者の方を常時介護する方が、専ら障がい者の方の通学・通院・通所のために使用する場合に減免されます。

※自動車税と軽自動車税の両方の減免を受けることはできません。

障がいの区分		障がいの級別		
身体障がい者	視覚障害	1級から4級までの各級		
	聴覚障害	2級及び3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声機能障害	3級（ただし、本人運転で喉頭摘出者に限る）		
	上肢不自由	1級及び2級		
	下肢不自由	1級から6級までの各級（4～6級は本人運転のみ）		
	体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級（5級は本人運転のみ）		
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 （一上肢のみの運動機能障害を除く）	
		移動機能	1級から6級までの各級 （4～6級は本人運転のみ）	
	内臓障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸）	1級及び3級（ぼうこうまたは直腸機能障害については、本人運転の場合4級も該当する）		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級		
	知的障がい者	療育手帳A		
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級			

◆手続に必要なもの

- ①減免申請書（窓口に備え付けてあります）
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ③運転免許証 ④市福祉事務所発行の「生計同一証明書」（家族等が運転する場合）
- ⑤自動車検査証

※軽自動車税の減免の場合、④生計同一証明書は必要ありません。

窓 口	自動車税	秋田県総合県税事務所雄勝支所 電話 0183-73-3181
	軽自動車税	湯沢市税務課市民税班
		各総合支所地域応援班

8. 各種割引サービス

交通機関の料金割引

運賃割引制度によって乗車券を購入する場合は、各種障害者手帳を提示する必要がありますが、旅行中は手帳を携行する必要があります。

※サービスの内容につきましては各事業所で実施しているものになりますので、ご利用前にご確認をお願いします。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

(介護者が割引を受ける場合は、第1種身体障害者手帳又は療育手帳Aを所持していることが条件となります。)

※国内航空旅客運賃割引については、手帳の種別は問いません。

J R 運賃	<ul style="list-style-type: none">・介護者とともに乗車する場合 普通乗車券、回数乗車券が本人及び介護者とも5割引 (小児定期乗車券については適用されません。)・本人単独の場合 片道100kmを超えて乗車する場合5割引 ◆手続 手帳を各J Rの窓口で提示して下さい。
バス運賃	<ul style="list-style-type: none">・乗降時に手帳を提示して割引を受けます。・定期券購入や高速バス利用の場合は、購入時に手帳を提示します。 なお、バス会社によって割引の制度が異なりますので、あらかじめ、利用するバス会社へお問い合わせください。
タクシー運賃	<ul style="list-style-type: none">・手帳を提示して乗車すると1割引(湯沢市内のタクシー会社で適用)
国内航空旅客運賃	<ul style="list-style-type: none">・12歳以上の身体障がい者の方が、本人単独又は介護者とともに搭乗する場合は本人及び介護者とも普通大人片道運賃を割引します。・12歳以上の知的障がい者の方が、介護者とともに搭乗する場合は本人及び介護者とも普通大人片道運賃を割引します。 ※航空会社により運賃割引の適用範囲が異なる場合がありますので、あらかじめ利用する航空会社にお問い合わせください。 ◆手続 手帳を航空券購入窓口で提示して下さい。 (航空会社、時期等により割引率が異なります。)

(2) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

バス運賃	<ul style="list-style-type: none"> 乗降時に手帳を提示して割引を受けます。 なお、バス会社によって割引の制度が異なりますので、あらかじめ、利用するバス会社へお問い合わせください。
タクシー運賃	<ul style="list-style-type: none"> 手帳を提示して乗車すると1割引（湯沢市内のタクシー会社で適用）
国内航空旅客運賃	<ul style="list-style-type: none"> 12歳以上の精神障がい者の方が、本人単独又は介護者と搭乗する場合は、本人及び介護者とも普通大人片道運賃を割引します。 ※航空会社により運賃割引の適用範囲が異なる場合がありますので、あらかじめ利用する航空会社にお問い合わせください。
J R 運賃	<ul style="list-style-type: none"> 介護者とともに乗車する場合（1級の方） 普通乗車券、回数乗車券が本人及び介護者とも5割引（小児定期乗車券については適用されません。） 本人単独の場合（2・3級の方） 片道100kmを超えて乗車する場合5割引 ◆手続 手帳を各JRの窓口で提示して下さい。 ※旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載が必要になります。

有料道路通行料金(高速道路等)割引

身体障がい者の方が自ら運転して有料道路を利用する場合や、重度の身体障がい者の方及び重度の知的障がい者の方が乗車し、その移動のために介護者の方が運転する場合は事前に登録することにより、通行料金が割引になります。

※自動車の所有者は、障がい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等です。前述の方が自動車を所有していない場合は、継続して日常的に介護する方が所有する自動車を対象とすることができます。

対象者	1. 身体障害者手帳所持者の方が自ら運転する場合
	2. 第1種身体障がい者の方又は療育手帳Aの知的障がい者の方を乗車させ、介護者の方が運転する場合
対象車種	1. 乗用自動車（定員10人以下の普通乗用車、小型自動車、軽自動車）
	2. 貨物自動車（ライトバンなどに限ります）
	3. 特殊用途自動車（身体障害者輸送車・キャンピング車に限ります）
	4. 二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）

※いずれの場合も、営業用の自動車は除きます。

割引率	通行料金の5割引
手続書類	<p>運転免許証、自動車検査証、自動車検査証記録事項、身体障害者手帳又は療育手帳</p> <p>※ETCをご利用になる場合は、障がい者の方の名義のETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も持参してください。</p> <p>※令和8年4月1日から、未成年で重度の障がいをお持ちの方で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードの登録が可能となりました。</p>

窓口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
----	-------------------------

※障がい者割引と時間帯割引は重複して適用されません。

※令和5年3月27日から、事前に登録していない自動車の利用時にも一定の要件の下で障がい者割引が適用となりました。詳しくは、担当までお尋ねください。

NHK放送受信料の減免

◆対象

【全額免除】

1. 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
2. 所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合

【半額免除】

1. 視覚障がい又は聴覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合
2. 身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主である場合
3. 所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主である場合
4. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級）の方が、世帯主である場合

◆申請に必要なもの 障害者手帳・印鑑

◆窓口 ・湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
 ・NHK秋田放送局（〒010-8501 秋田市東通仲町4番2号）
 電話 018-825-8111

携帯電話使用料金等の割引

携帯電話各社で基本使用料、通話料等の割引制度があります。

詳しくは各携帯電話取扱店等にお尋ねください。

9. 在宅サービス事業

障がい者交通援護費支給事業

在宅で生活をしている障がい者の方で治療・訓練および就労促進のため、病院（人工透析療法を受けている方）や就労支援等を行う福祉サービス事業所に通所する際の交通費の軽減を図るためにその一部を助成します。

《通院の方》

◆対象者

- ・市民税非課税の方
- ・湯沢市内に住所を有し在宅で生活している方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・人工透析療法を受けるために医療機関へ通院している方

《通所の方》

◆対象者

- ・市民税非課税の方
- ・湯沢市内に住所を有し在宅で生活している方
- ・障害福祉サービス（自立訓練、就労移行支援、もしくは就労継続支援）の利用者で事業所へ通所している方

◆内 容 自宅から病院等往復の距離 1 k mあたり10円

※生活保護を受給している方及び移送サービス又は施設における送迎サービスを利用する方は、対象となりません。

窓 口

湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班

福祉除雪サービス

市内に居住する概ね65歳以上の高齢者世帯、及びこれに準ずる高齢者または障がい者世帯で、自力での除排雪が困難であり、近親者や地域、ボランティア等による援助を受けられない世帯に対し、早朝の道路除雪によって居宅の出入口前に堆積した雪を、道路に面した間口の1 mから1.8m幅で除去します。

※早朝に除雪車が稼働した日は、毎日作業を行います。

※道路から玄関までの部分などの除雪はできません

◆費用負担 1 シーズン 8,000円

窓 口

湯沢市長寿福祉課高齢福祉班・各総合支所地域応援班

車いすの貸出

短期間に限り、無料で普通型車いすの貸出しを行っています。

窓 口

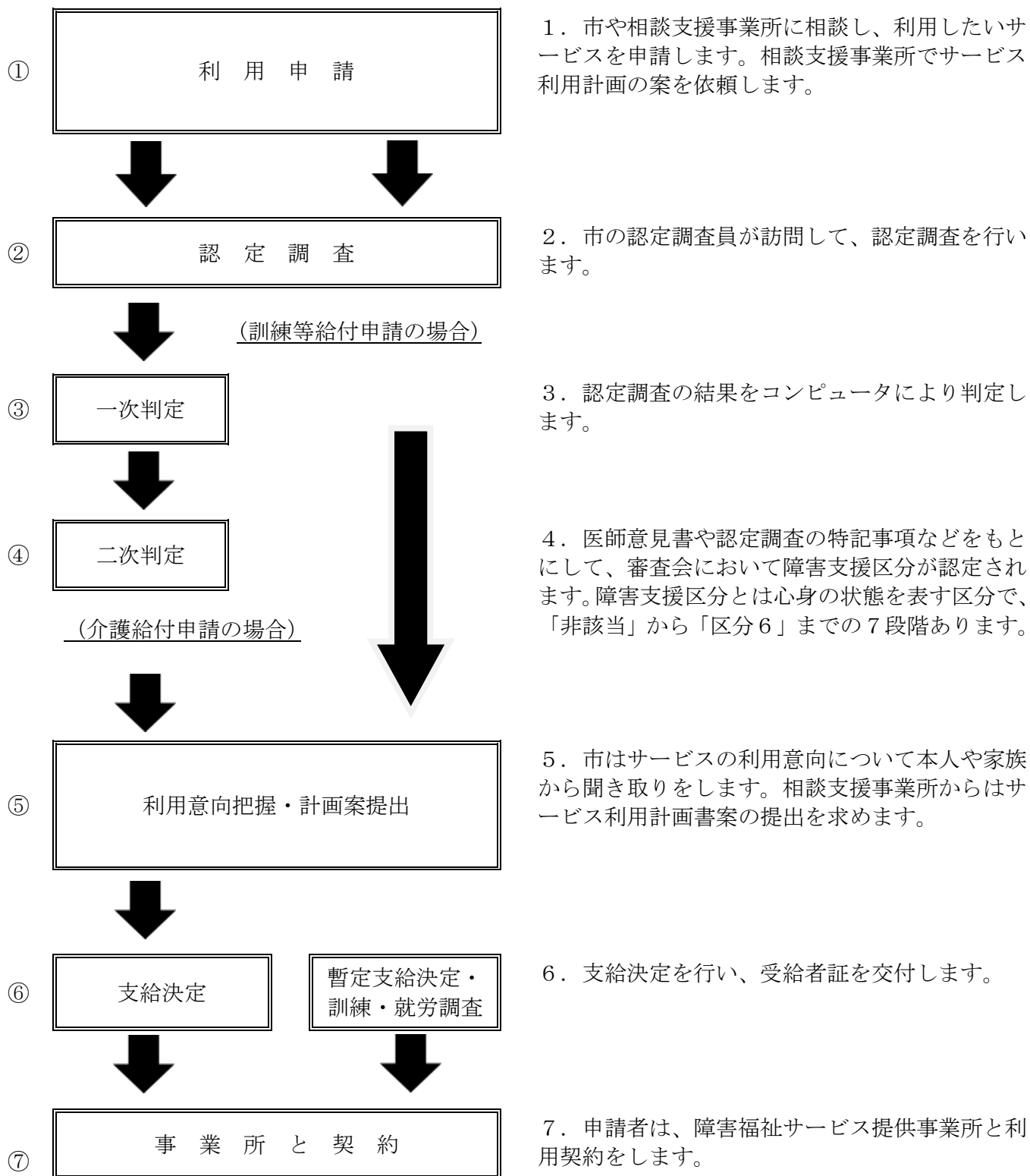
湯沢市福祉課障がい福祉班

10. 障害福祉サービス

障害福祉サービス利用までのながれ

申請からサービスを利用するまでのながれです。

※障害者支援施設などに入所している人は、入所前に住んでいた市に申請します。



認定された障害支援区分によって受けられるサービスが異なります。

サービス種類		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
介 護 給 付	居宅介護							
	同行援護		※視覚障がい者の場合のみ					
	行動援護							
	重度訪問介護							
	重度障害者等包括支援							
	生活介護	※50歳以上は区分2以上						
	療養介護	※筋ジスまたは重症心身者は区分5以上 または医療的ケアの判定スコア16点以上						
	施設入所支援		※50歳以上は区分3以上					
	短期入所							



は利用可能なサービスを表示しています。

※介護給付申請の場合、医師意見書、障害支援区分審査会での審査が必要となりますので、申請からサービス利用まで3か月程度かかります。

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班
-----	--------------

福祉サービス体系

訪問系・その他	居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、掃除などの家事に関する援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、行動障害を有する重度の知的障がい者又は精神障がい者に、居宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障がいのある方が自分に合った働き方や職場を選択できるよう、就労アセスメントを通じて支援します。
居住系	共同生活援助	共同生活を行う住居に入居している障がい者につき、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	宿泊型自立訓練	一定期間、居住の場を提供し生活能力等の維持・向上のための訓練、その他必要な支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	施設に入所している人または精神科病院に入院している人に、地域生活に移行するために必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活する人などに対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
計画相談支援・障害児相談支援		各種サービスを適切に利用することができるよう、対象者個人のニーズや置かれている状況等を勘案し、「サービス等利用計画」を作成します。

湯沢市・雄勝郡のサービス提供事業所と実施種目

令和8年5月1日現在

サービス種目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	施設入所支援	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労選択支援	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
事業所名																		
1 松風								●	●		●		●	●	●			
2 湯沢ゆうあい訪問介護センター	●	●																
3 通所支援事業所なないろ																	●	
4 ワークセンターゆざわ											●							
5 地域生活支援拠点 愛光園					●	●	●											
6 かざぐるま					●	●							●					
7 ばあとなあ	●	●	●	●							●			●	●		●	
8 ひだまり											●	●						
9 グループホーム希桜													●					
10 あじさい					●								●					
11 羽後のうさん											●							
12 さくらんぼ																	●	
13 NPO あきたアグリネット											●							
14 comitto〜こみっと〜						●										●		
15 クローバー田町																●	●	
16 いなかわ障害福祉サービス事業所	●	●																
17 やまばと園					●	●	●				●		●	●	●		●	
18 共同生活援助施設みらいの家													●					
19 ロスカ																	●	●
20 ルミウス																●		
21 ばっけ											●							
22 社会就労センター福達											●							
23 グループホームおがちA													●					
24 グループホームおがちB													●					
25 ビスコーサ																	●	
26 みなせ障害福祉サービス事業所	●																	
27 皆瀬更生園					●	●	●											
28 グループホームカメラーデン													●					
29 工房くまごろう											●							
30 すみれ											●							
31 羽後町社会福祉協議会	●	●																
32 ひばり野園					●	●	●											
33 五輪坂ひなげしの里						●												
34 羽後町五輪坂デイサービスセンター						●												
35 ボリッシュ											●							
36 幸寿苑					●													
37 笑羽					●								●					
38 HEART FULL											●							
39 葉結工房											●							

湯沢市・雄勝郡のサービス提供事業所一覧

No.	事業者名	所在地	電話番号
1	松風	湯沢市山田字中屋敷 15 番地1	0183-78-0066
2	湯沢ゆうあい訪問介護センター	湯沢市古館町4番5号	0183-73-8696
3	通所支援事業所なないろ	湯沢市古館町4番 10 号	0183-56-7716
4	ワークセンターゆざわ	湯沢市前森三丁目3番4号	0183-73-2644
5	地域生活支援拠点 愛光園	湯沢市字両神 15 番地1	0183-72-8107
6	かざぐるま	湯沢市字両神 17 番地1	0183-72-8107
7	ばあとなあ	湯沢市字両神 15 番地1	0183-72-8107
8	ひだまり	湯沢市岩崎字寝連沢1番地 10	0183-79-5062
9	グループホーム希桜	湯沢市愛宕町五丁目2番 21 号	0183-73-9777
10	あじさい	湯沢市愛宕町五丁目2番7号	0183-56-7220
11	羽後のうさん	湯沢市愛宕町五丁目1番1号	0183-55-8042
12	さくらんぼ	湯沢市愛宕町二丁目2番 42 号	0183-55-8538
13	あきたアグリネット	湯沢市関口字道地 58 番地1	0183-56-7991
14	comitto〜こみっと〜	湯沢市山田字下六日町 31 番地	0183-72-5310
15	クローバー田町	湯沢市田町二丁目 1 番 15 号	0183-56-7041
16	いなかわ障害福祉サービス事業所	湯沢市駒形町字八面狐塚 58 番地	0183-78-5305
17	やまばと園	湯沢市三梨町字飯田二ツ森 43 番地	0183-42-2141
18	共同生活援助施設みらいの家	湯沢市川連町字大館川原 119 番地2	0183-56-6155
19	ロスカ	湯沢市稲庭町字下川原 158 番地 3	0183-55-8661
20	ルミウス	湯沢市稲庭町字下川原 158 番地 3	0183-55-8661
21	ばっけ	湯沢市下院内字新馬場 191 番地	0183-56-7030
22	社会就労センター福達	湯沢市寺沢字本郷 99 番地1	0183-52-2377
23	グループホームおがちA	湯沢市寺沢字東 90 番地1	0183-56-7721
24	グループホームおがち B	湯沢市下院内字常盤町 125 番地1	0183-56-7321
25	ビスコーサ	湯沢市小野字東水口 205 番地 2	0183-56-7310
26	みなせ障害福祉サービス事業所	湯沢市皆瀬字小野 188 番地1	0183-58-4004
27	皆瀬更生園	湯沢市皆瀬字上小保内6番地	0183-46-2729
28	グループホームカメラガーデン	湯沢市皆瀬字桜坂 17 番地	0183-46-2064
29	工房くまごろう	湯沢市皆瀬字桜坂 17 番地	0183-46-2064
30	すみれ	雄勝郡羽後町字稲荷 19 番地3	0183-62-2121
31	羽後町社会福祉協議会	雄勝郡羽後町林崎字五林坂 21 番地1	0183-62-5313
32	ひばり野園	雄勝郡羽後町足田字七窪 27 番地1	0183-62-2345
33	五輪坂ひなげしの里	雄勝郡羽後町足田字古堤上 21 番地2	0183-78-4600
34	羽後町五輪坂デイサービスセンター	雄勝郡羽後町林崎字五輪坂 21 番地1	0183-62-5313
35	ポリッシュ	雄勝郡羽後町柏原 11 番地2	0183-56-9117
36	笑羽	雄勝郡羽後町西馬音内字中町 57 番地	0183-56-8037
37	幸寿苑	雄勝郡東成瀬村田子内字二階野 206 番地	0182-47-3261
38	HEART FULL	湯沢市佐竹町3番 34 号	0183-55-8601
39	葉結工房	湯沢市内町4番 16 号	090-5641-4670

計画相談支援・障害児相談支援(サービス等利用計画)

これまでみずからサービスの利用計画をつくるのが難しい利用者に限ってサービス等利用計画の作成が認められていましたが、平成24年4月の法改正により、すべての障害福祉サービス利用者において、市町村が指定する相談支援事業所が作成するサービス等利用計画が必要となりました。

なお、湯沢市・雄勝郡の相談支援事業所は次のとおりです。

(令和8年5月1日現在)

No.	事業者名	所在地	電話番号 FAX		計画 相談支援	障害児 相談支援
1	障害者総合支援事業所 松風	湯沢市山田字中屋敷 15 番地 1	TEL	0183-78-0066	○	
			FAX	0183-78-0067		
2	指定相談支援事業所ワークセンターゆざわ	湯沢市前森三丁目3番4号	TEL	0183-73-2644	○	
			FAX	0183-55-8388		
3	ばあとなあ相談支援事業所	湯沢市字両神 15 番地 1	TEL	0183-55-8678	○	○
			FAX	0183-72-8108		
4	湯雄福祉会相談支援事業所	湯沢市愛宕町五丁目2番 17 号	TEL	0183-55-8980	○	○
			FAX	0183-55-8980		
5	やまばと園相談支援事業所	湯沢市三梨町飯田字ニツ森 43 番地	TEL	0183-42-2141	○	○
			FAX	0183-42-4709		
6	皆瀬更生園相談支援事業所	湯沢市皆瀬字上小保内6番地	TEL	0183-46-2729	○	
			FAX	0183-46-2055		
7	カメラーズン相談支援事業所	湯沢市皆瀬字桜坂 17 番地	TEL	0183-46-2064	○	
			FAX	0183-46-2677		
8	ひばり野園相談支援事業所	雄勝郡羽後町足田字七窪27番地1	TEL	0183-62-2345	○	
			FAX	0183-62-3113		

11. 補装具・日常生活用具

補装具の交付

身体障害者手帳の交付を受けている方に、職業その他日常生活の能力の向上を図るため、次の補装具の交付及び修理を行っています。なお交付に当たっては子ども・女性・障害者相談センターの判定が必要となります。

視覚障害者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、
聴覚障害者	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置
内部障害者	歩行補助つえ、車いす、歩行器、電動車いす
重度障害者	意思伝達装置
障害児	起立保持具、頭部保護具、排便補助具

◆費用負担：所得により自己負担があります。

※上記の補装具のうち、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえは介護保険の福祉用具と共通する品目のため、介護保険の対象者は介護保険制度によって貸与を受けていただくことになります。

※障がいの程度により対象にならない場合もあります。

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

難聴児・者への補聴器購入費助成

湯沢市内に住所を有し暮らしている身体障害者手帳に該当にならない程度の難聴児・者の補聴器購入費助成を行います。

《難聴児（18歳未満の方）》

補聴器の購入前の申請になります。医師の診断書を元に業者へ見積依頼を行い申請します。一部、自己負担が発生します。

《難聴者（18歳以上の方）》

補聴器の購入後の申請になります。医師の診断書を元に補聴器を購入します。補聴器購入費の半額（上限5万円まで）を助成します。

※対象者の条件に満たない場合により対象外になる場合があります。

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

日常生活用具給付等事業

在宅重度の身体障がい者の方へ日常生活を容易にするため、次の日常生活用具の給付を行っています。

種 目		対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす（児のみ）	
	訓練用ベット（児のみ）	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい
	便器	下肢又は体幹機能障がい
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい
		てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障がい児（者）・精神障がい者
	特殊便器	上肢障がい
	火災警報器	障がい種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障がい
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障がい
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい等
	電気式たん吸引器	
	パルスオキシメーター	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい
	盲人用体重計	視覚障がい
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい又は肢体不自由者であって発生発語に著しい障がいを有する者
	情報・通信支援用具（パソコン等）	上肢機能障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	視覚障がい、かつ聴覚障がい
	点字器	視覚障がい
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい等
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい等
	人口喉頭	喉頭摘出者
点字図書	視覚障がい	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者
	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	ストーマ造設者、高度の排便・尿機能障がい者又は脳原性運動機能障がい、かつ意思表示困難者
	取尿器	高度の排尿機能障がい者
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具（住宅改修費含む。）	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期非進行性脳病変

◆費用負担 所得により1割の自己負担があります。

※日常生活用具のうち、特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、居宅生活動作補助用具は介護保険の福祉用具と共通する品目のため、介護保険対象の方は、介護保険制度によって、貸与や購入費の支給を受けていただくことになります。

※障がいの程度により対象にならない場合もあります。

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

12. 自動車

身体障がい者等自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者及び知的障がいの方が自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。

- ◆対象者 身体障害者手帳の肢体不自由、聴覚障がいのおおむね4級以上の方、療育手帳を所持している方で、普通自動車の免許を取得することにより就労等が見込まれる方。
- ◆助成額 1件当たり15万円を限度とします。

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体障がい者の方の自動車改造に要する費用の一部を助成します。

- ◆対象者 身体障害者手帳の上肢、下肢又は体幹機能の1～3級程度で、就労等に伴い、運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある方。
(所得制限があります)
- ◆助成額 1件当たり10万円を限度とします。

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班・各総合支所地域応援班
-----	-------------------------

駐車禁止の対象除外

歩行困難な身体障がい者の方等が運転する場合や家族の方等が運転する車に同乗した場合、警察署で発行したステッカーを車の前面に提示することで駐車禁止及び駐車時間制限の規制の対象から除外されます。

窓 口	湯沢警察署 交通課 電話 0183-73-2127
-----	---------------------------

障がい者等用駐車区画利用制度

公共施設や商業施設などに設置されている障がい者等用駐車区画を使いやすいものとするため、歩行困難でかつ、障がい者、介護を必要とする方や妊産婦、けが人などの方々を対象に「利用証」を発行します。

窓 口	秋田県雄勝地域振興局福祉環境部 電話 0183-73-6155
-----	---------------------------------

※自動車税等の減免については、7. 税の軽減 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免（P11）をご覧ください。

13. 療育・保育

心身障がい児の相談、療育及び保育については、次のような機関や施設があります。

■ 療育機関・施設

1. 児童発達支援事業所

主に小学校入学前の未就学児で、障がいのあるお子さんに対し、日常生活や社会生活を円滑に送れるように、一人ひとりの障がいの特性に応じた支援を行うサービスです。具体的には日常生活動作の習得や集団生活への適応訓練、機能訓練などがあります。

クローバー田町	住所 湯沢市田町二丁目 1 番15号 電話 0183-56-7041
Comitto〜こみっと〜	住所 湯沢市山田字下六日町31番地 電話 0183-72-5310
児童発達支援 ルミウス	住所 湯沢市稲庭町字下川原158番地3 電話 0183-55-8661

2. 保育所等訪問支援事業所

障がいのあるお子さんが、保育所や幼稚園、小学校などの集団生活にスムーズに馴染めるよう、専門的な支援を行うサービスです。お子さんが通う施設を支援員が訪問し、子どもの様子を観察し、施設職員へのアドバイスや環境調整など、個々のニーズに応じたサポートを行います。

保育所等訪問支援 ロスカ	住所 湯沢市稲庭町字下川原158番地3 電話 0183-55-8661
--------------	--

3. 放課後等デイサービス事業所

小学生から高校生までの学校に通っている、障がいのあるお子さんが放課後や夏休み、冬休みなどの長期休暇を利用し、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う療育の事業です。

ぱあととなあ放課後等デイサービス事業所	住所 湯沢市字両神15番地1 電話 0183-72-1616
通所支援事業所なないろ	住所 湯沢市古館町 4 番10号 電話 0183-56-7716
放課後等デイサービス さくらんぼ	住所 湯沢市愛宕町二丁目 2 番42号 電話 0183-55-8538
クローバー田町	住所 湯沢市田町二丁目 1 番15号 電話 0183-56-7041

やまばと園放課後等デイサービス事業所	住所 湯沢市川連町字久保 7 番地 2 電話 0183-56-6800
放課後等デイサービス ロスカ	住所 湯沢市稲庭町字下川原158番地3 電話 0183-55-8661
放課後等デイサービス ビスコーサ	住所 湯沢市小野字東水口205番地 2 電話 0183-56-7310

4. 秋田県立医療療育センター 秋田市南ヶ丘一丁目 1 番 2 号
電話 018-826-2401

子どもの発達への幅広い支援、障がい児・者に応じたきめ細やかな療育、地域の機関と連携した療育など、家族を含めた総合的な支援を行います。

5. 子ども発達支援センターオリブ園 秋田市新屋表町 8 番 5 号
電話 018-828-7750

聞こえが難しい、ことばに遅れがある、あるいは発達にかたよりや遅れのある乳幼児・児童が、ご家族と一緒に通園して、ひとり一人の状況に合わせた個別支援やグループ療育によって、発達を促す支援、お手伝いを行う施設です。

6. 障がい児保育事業

保育所における障がい児の受入れを円滑に推進し、健常児との統合保育を実施しています。

窓 口	湯沢市内各保育所・湯沢市子ども未来課児童福祉班
-----	-------------------------

14. 教育

障がいのある子どもたちへの教育相談及び教育機関には、次のような機関や学校があります。

■ 相談機関

1. 湯沢市教育委員会 学校教育課 指導班

- ・障がいのある子どもたちへの就学全般に関する相談窓口です。
- ・随時受付しており、電話相談もできます。

2. 秋田県総合教育センター

- ・特別支援教育全般にわたる相談窓口です。
湯上市天王字追分西29番地76 電話 018-873-7200
- ・特別支援教育担当 電話 018-873-7215
- ・すこやか電話相談（専用電話） 電話 0120-377-804

3. 湯沢雄勝特別支援教育地域センター

- ・特別支援教育全般にわたる相談窓口です。
- ・週3回程度、特別支援教育アドバイザーが相談に応じます。
湯沢市字万石26番地 湯沢市立湯沢西小学校 電話 0183-72-5150

4. 就業や教育に関する相談会

- ・年2回、福祉、学校の関係者が相談に応じます。
- ・電話相談ではなく、指定の場所での相談となります
湯沢市教育委員会学校教育課 電話 0183-73-2162

5. 秋田県立稲川支援学校

- ・「センター的機能」として、教育相談や学校見学、体験学習、教育活動支援等を行っています。
湯沢市駒形町字八面寺下谷地33番地2 電話 0183-42-4424

■ 障がいのある子どもたちへの教育(学校・学級の紹介)

1. 知的な発達面で支援の必要な子どもへの教育

①主に知的障がいの子ども

《秋田県立稲川支援学校》

小学部、中学部、高等部

湯沢市駒形町字八面寺下谷地33番地2 電話 0183-42-4424

②知的な発達が遅れがあっても、社会的適応の面で課題の少ない子ども

《各小・中学校》

知的障がい特別支援学級か、通常の学級で教育を受けることができます。

2. 目の不自由な子どもへの教育

①視覚障がいの子ども

《秋田県立視覚支援学校》

幼稚部、小学部、中学部、高等部専攻科（生活情報化、保健医療科、医療科）
秋田市南ケ丘一丁目1番1号 電話 018-889-8571

②拡大鏡等の使用により文字等が認識できる子ども

《各・小中学校》

弱視特別支援学級か、通常の学級で教育を受けることができます。また、月1回程度、視覚に障がいのある幼児・児童・生徒及び成人の方への指導や、保護者や学級担任等の相談に応じる「サテライト教室」を行っています。

3. 耳の不自由な子どもへの教育

①聴覚障がいの子ども

《秋田県立聴覚支援学校》

幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科、産業技術科、情報デザイン科）、
高等部専攻科（産業技術科、情報デザイン科）
秋田市南ケ丘一丁目1番1号 電話 018-889-8572

②補聴器等を使えば日常の会話に差し支えない子ども

《各・小中学校》

難聴特別支援学級（きこえの教室）か、通常の学級で教育を受けることができます。また、月1回程度、聴覚に障がいのある幼児・児童・生徒及び成人の方への指導や、保護者や学級担任等の相談に応じる「サテライト教室」を行っています。

4. 肢体の不自由な子どもへの教育

①肢体不自由、病弱の子ども

《秋田県立秋田きらり支援学校》

小学部、中学部、高等部
秋田市南ケ丘一丁目1番1号 電話 018-889-8573

②日常生活の基本的な動作がある程度できる子ども

《各・小中学校》

肢体不自由特別支援学級か病弱・身体虚弱特別支援学級、または通常の学級で教育を受けることができます。

5. 常時介護や医療を必要とするため学校へ通えない子どもへの教育

《秋田県立稲川支援学校》

家庭や病院に教師を派遣し、子どもの障がいの状態に合わせて、もっている力を引き出す教育をします。（訪問教育）

6. 情意面や行動面で支援の必要な子どもへの教育

《各・小中学校》

情緒が不安定な子どもや、人とのコミュニケーションや行動面で課題のある子どもは、情緒障がい特別支援学級か、通常の学級で教育を受けることができます。

7. ことばや学習・行動で支援の必要な子どもへの教育

《通級指導教室 湯沢市立湯沢西小学校》

「ことばの教室」と「まなびの教室」

湯沢市字万石26番地 電話 0183-72-5150

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりする子どもや、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）と思われる子どもは、通常の学級で教育を受けながら通級指導教室に通って教育を受けることができます。子どもの特性に合わせて、「ことばの教室」と「まなびの教室」に分かれています。

■ 就学指導

特別支援教育を必要とする児童生徒を対象に適切な就学指導を行うため、市町村教育委員会に「教育支援委員会」が置かれています。特別支援教育を必要とする子どもの保護者の方は、湯沢市教育委員会と相談しながら学校・学級を決めていくことになります。

■ 就学奨励費

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級に就学する幼児、児童又は生徒を対象に、保護者の方の経済的負担を軽減するため、学用品購入費・給食費・通学費・寄宿舎経費・修学旅行費などの一部が助成されます。

窓 口

在学する各学校・湯沢市教育委員会学校教育課学事班

15. 職 業

公共職業安定所

障がい者の方の就職について専門的に相談を行う窓口を設けています。職業訓練施設等への入所も斡旋^{あつせん}します。

窓 口	ハローワーク湯沢 湯沢市清水町四丁目4番3号 電話 0183-73-6117
-----	--

障害者職業センター

障がい者の方及び障がい者を雇用する事業主の方その他の関係者の方並びにハローワーク湯沢（公共職業安定所）と密接な連携のもと、次の業務を行っています。職業評価、職業指導、事業主に対する助言、知的障がい者の判定、職業準備訓練（8週間）、職業講習、ジョブコーチ支援（事業所に職場適応援助者を派遣し、雇用前後を通じた障がい特性を踏まえた直接的・専門的支援）等

窓 口	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部 秋田障害者職業センター 秋田市川尻若葉町4番48号 電話 018-864-3608
-----	---

就業・生活支援センター

就業面（就職するため、仕事を続けていくため）の支援及び生活面（生活習慣に関する助言やサービスの提供など）の支援を一体的に行います。障がいのある方からの相談に応じ、地域の関係機関と連携しながら、就業や日常生活上の問題点について、必要な支援及び助言その他の援助を行います。

窓 口	湯沢雄勝障害者就業・生活支援センターぱあとなあ 湯沢市字鶴館39-4 セントラルビル4階 電話 0183-55-8650
-----	---

16. 地域生活支援事業

1. 成年後見制度利用支援事業

成年後見人の申し立てに要する経費と成年後見人の報酬などの費用の全額または一部を助成します。助成額は、対象者の不動産や預貯金などの資産に応じ決定されます。

- ◆対象 障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者で、助成を受けなければ成年後見人制度の利用が困難であると認められた方

2. 意思疎通支援事業

視覚、聴覚、音声・言語などの障がいのある方に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

3. 日常生活用具給付事業（詳細はP23参照）

紙おむつ、ストマ用具など自立した生活を支援するための用具を給付します。

4. 移動支援事業

障がい児・者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

ぱあとなあ	住所 湯沢市字両神15番地1 電話 0183-72-8107
-------	-----------------------------------

5. 地域活動支援センター事業

通所により、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進などの障がい者の地域生活支援の促進を行います。主に在宅で引きこもりがちな方の交流促進、日常生活自立のための指導などを行います。

地域活動支援センター 松風	住所 湯沢市山田字中屋敷126番地2 電話 0183-55-8630
---------------	---------------------------------------

6. 訪問入浴事業

入浴車による居宅での入浴サービスを提供し、生活の保持や心身機能の維持を図ります。

アヴェク・トロ (オレンジ訪問入浴事業所)	住所 横手市十文字町字海道下56番地2 電話 0182-23-6655
虹の街 (虹の街 湯沢営業所)	住所 湯沢市前島129番地2 電話 0183-56-9071
アースサポート株式会社 (アースサポート横手)	住所 横手市前郷二番町8番33号 電話 0182-33-0050

7. 日中一時支援事業

障がい児・者の日中活動の場を確保し、介護や保護者の就労・休息のための支援を行います。

- ・生活介護事業所や施設入所支援事業所（入所施設）等を利用した日帰りの短期入所

愛光園	住所 湯沢市字両神15番地1 電話 0183-72-8107
かざぐるま	住所 湯沢市字両神17番地1 電話 0183-72-8107
やまばと園	住所 湯沢市三梨町字飯田二ツ森43番地 電話 0183-42-2141
NPO法人サポートセンター・ビーイング	住所 湯沢市小野字東水口205番地2 電話 0183-56-7310
アヴェク・トロ（ブリエ十文字）	住所 横手市十文字町梨木字羽場下10番地115 電話 0182-23-6300
ひばりの園	住所 羽後町足田字七窪27番地1 電話 0183-62-2345

8. 障害者社会参加促進事業

障がい者の社会参加を促進する活動を行う市内の障害者団体やボランティアに、予算の範囲内においてその経費の全部又は一部を補助します。

【補助対象事業】

- ・スポーツ、レクリエーション教室開催事業
- ・文化芸術活動振興事業
- ・点字、声の広報発行事業
- ・手話、要約筆記、点訳、朗読などの奉仕員養成研修事業

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班
-----	--------------

9. 障害者等自発的活動支援事業

市内の障がい者等及びその家族が地域において自発的に活動を行う10名以上の団体にその経費の全部又は一部を助成します。

【補助対象事業例】

- ・障がい者等及びその家族が互いの悩みを共有し、情報交換を行う交流会活動
- ・障がい者等を含めた地域における災害対策活動
- ・障がい者等が地域で孤立することがないように見守る活動
- ・障がい者等が仲間と話し合い、社会に働きかける活動
- ・障がい者等に対する社会復帰支援活動
- ・障がい者等に対するボランティア活動

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班
-----	--------------

17. 日常生活の援助・助成

■ 緊急時のファックス通報

- ◆対 象 湯沢雄勝郡内に在住する聴覚、音声・言語等に障がいのある方
- ◆内 容 緊急時の救急車出動要請及び火災時等の消防車出動要請を、ファックスで通報することができます。

窓 口	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 湯沢本署 電話 0183-73-3151 F A X 0183-73-6200
-----	---

■ NET119システム

- ◆対 象 湯沢雄勝郡内に在住する聴覚、音声・言語等に障がいのある方
- ◆内 容 スマートフォンや携帯電話を利用して、自宅だけでなく、外出先からも素早く119番に通報することができます。

窓 口	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 湯沢本署 電話 0183-73-3151 F A X 0183-73-6200
-----	---

■ 郵便投票制度(選挙)

- ◆対 象 身体障害者手帳1～2級の両下肢・体幹・移動機能障害者の方、又は1～3級の内部障がい者の方、並びに要介護5の方
- ◆内 容 投票所に行くことが困難な上記対象者の方は、市町村選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」を添えて申請すると郵便で投票ができます。また、重度障がいの方で自ら投票できない方（代理記載）も投票できます。（事前に申請が必要です。）

窓 口	湯沢市選挙管理委員会
-----	------------

■ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

- ◆対 象 在宅で生活しているが、物忘れが多くなった高齢者、認知症の方、知的障がい者、精神障がいのある方など、判断能力が十分でない方
- ◆内 容 福祉サービスの利用についての情報提供や助言、利用手続きの補助、利用料を支払う手続きの補助、苦情解決制度を利用する手続きの補助、日常的な金銭の出し入れや支払いをする手続きの補助をします。
- ◆費用負担 相談・支援計画の作成などにかかる費用は無料
(利用料は1回1,500円程度)

窓 口	湯沢市社会福祉協議会 電話 0183-73-8696
-----	----------------------------

■ 障害者110番

障がい者（身体・知的・精神）の方々や関係者の皆さんが抱えているさまざまな問題や悩みに、専門の相談員が電話による相談に応じています。

- ・生命・身体に関する危害
- ・財産に関すること（相続関係、金融・消費・契約関係）
- ・雇用・勤務条件関係（職場・施設での人権関係）
- ・隣人・知人との人間関係（家族・親戚との人間関係）

◆受付日時 月～金曜日（祝祭日を除く。） 9時～16時

窓 口	秋田県身体障害者福祉協会（県心身障害者総合福祉センター1階） 秋田市旭北栄町1番5号 電話 018-863-1290（時間外は留守番電話で対応します。） F A X 018-863-1296
-----	--

18. 図書などのサービス

■秋田県点字図書館 秋田市土崎港南三丁目2番58号

点字刊行物及び視覚障がい者の方の録音物の貸出し及び閲覧事業を主たる業務とし、点字・朗読奉仕事業等の指導育成、図書の奨励及び相談事業を行っています。

電話 018-845-0031（代表） / 018-853-4035（貸出直通）

F A X 018-845-7772

■ 湯沢市立湯沢図書館・湯沢市立雄勝図書館

身体障がい者の方へ福祉関係図書や一般図書及び大活字本の貸出しを行っているほか、視覚障がい者の方への、CDやカセットテープによる文庫も用意しています。

電話でも貸出しの受付を行っていますのでお気軽にご利用下さい。

◆湯沢図書館 電話 0183-73-3040 ◆雄勝図書館 電話 0183-52-5387

■ 声の広報「ゆざわ」

声のボランティアグループ「こだま」が中心になって、毎月発行される市の広報「ゆざわ」の録音CD、テープ版を、視覚障がい者の方の自宅に郵送でお届けします。

19. 文化・レクリエーション

■ 心いきいき芸術・文化祭

障がい者の芸術・文化活動への参加を通して、障がい者と障がいのない方々の交流を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進や、県民に対する障がい及び障がい者への理解促進を図ることを目的に、障害者週間の関連行事として開催しています。

■ 秋田県障害者スポーツ大会

身体障がい、知的障がい及び精神障がいの方が一堂に会し、秋田市で陸上競技や卓球などの競技を行います。

窓 口	秋田県障害者スポーツ協会	電話 018-864-2750
	湯沢市各地区身体障がい者協会、湯沢市各地区手をつなぐ育成会、湯沢市雄勝郡精神障害者家族会	

20. ボランティア

ボランティアの相談

ボランティア活動についての相談、登録、活動の場の紹介・開拓、ボランティアに関する情報の提供、講習会の開催、ボランティア保険の加入手続など受け付けています。

窓 口	湯沢市社会福祉協議会 電話 0183-73-8696
-----	----------------------------

手話講習会

湯沢市では聴覚障がい者の方と一般の方が手話を通じて交流し、聴覚障がい者への理解を深めるとともに、手話ボランティアを育成するため手話講習会を開催しています。開催については市広報に掲載しますのでご確認ください。

21. 心身障害者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

◆制度要件（障がい者）

- ・知的障がいの方
- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・精神又は身体に永続的な障がいがあり、①又は②と同程度の障がいと認められる方

◆加入できる保護者 65歳未満で、特別の疾病又は障がいを有しない保護者
(加入口数は、障がいのある方一人につき、2口まで)

◆年金額
1口加入者 月額 20,000円
2口加入者 月額 40,000円

◆掛け金(一口当り)

加入時の年齢	掛け金月額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

窓 口	秋田県雄勝地域振興局 福祉環境部 電話 0183-73-6155
-----	----------------------------------

22. 障害福祉サービスの対象となる難病

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病などの方々が加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、障害福祉サービスなど※の受給が可能になりました。

※障がい児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業

障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援

◆対象者 対象となる難病一覧に該当する方（次頁参照）

◆申請の手続き 対象となる難病がわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証など）をお持ちのうえ、障害福祉サービスなどの支給を申請してください。その後、障害支援区分の認定や支給決定などの手続きを経て、福祉サービスを利用することができます。

窓 口	湯沢市福祉課障がい福祉班
-----	--------------

23. 湯沢市内で活動している団体の紹介

①湯沢市身体障がい者福祉協会

住所 〒012-0815 湯沢市古舘町4番5号（湯沢市福祉センター内）

お問い合わせ先 0183-73-8696

具体的な活動内容

- ・身体障がい者の組織的活動の推進
- ・湯沢市身体障害者福祉大会の開催
- ・湯沢雄勝地区スポーツ教室への参加協力
- ・会員による研修会
- ・会員による親睦交流会の開催
- ・各種イベントへの参加協力

②湯沢市雄勝郡視覚障害者福祉協会

住所 〒012-0857 湯沢市千石町2-1-28 千和荘1号

お問い合わせ先 090-4634-0546

具体的な活動内容

- ・視覚障害者及びご家族との交流
- ・補装具、日常生活用具等の購入アドバイス
- ・視覚障害者の職業訓練施設、日常生活訓練施設等のご紹介
- ・盲導犬協会へのご紹介
- ・お困りごとの相談等

③湯沢雄勝地域 精神障害者・家族と共に歩む会「日の出会」

お問い合わせ先 0183-78-0066 (松風)

具体的な活動内容

- ・定期例会 年2～3回
- ・家族相談会 年2回
- ・障害者総合支援事業所「松風」主催行事への参加
(グランドゴルフ交流会、新春の集い、犬っこ祭り等)

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	潰瘍性大腸炎
2	アイザックス症候群	52	下垂体前葉機能低下症
3	I g A腎症	53	家族性地中海熱
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
5	亜急性硬化性全脳炎	55	家族性良性慢性天疱瘡
6	アジソン病	56	カナバン病
7	アッシャー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	歌舞伎症候群
9	アペール症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
10	アミロイドーシス	60	カルニチン回路異常症
11	アラジール症候群	61	加齢黄斑変性 ○
12	アルポート症候群	62	肝型糖原病
13	アレキサンダー病	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
14	アンジェルマン症候群	64	環状20番染色体症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	関節リウマチ
16	イソ吉草酸血症	66	完全大血管転位症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	眼皮膚白皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
19	1 p 36欠失症候群	69	ギャロウェイ・モフト症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性壊死性脳症 ○
21	遺伝性ジストニア	71	急性網膜壊死 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	球脊髄性筋萎縮症
23	遺伝性膀胱炎	73	急速進行性糸球体腎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	強直性脊椎炎
25	ウィーバー症候群	75	巨細胞性動脈炎
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
27	ウィルソン病	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
28	ウエスト症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
29	ウェルナー症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
30	ウォルフラム症候群	80	筋萎縮性側索硬化症
31	ウルリッヒ病	81	筋型糖原病
32	HTRA1関連脳小血管病	82	筋ジストロフィー
33	HTLV-1 関連脊髄症	83	クッシング病
34	A T R - X 症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	クルーゾン症候群
37	エプスタイン症候群	87	グルコーストランスポーター 1 欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症1型
39	エマヌエル症候群	89	グルタル酸血症2型
40	MECP2重複症候群	90	クロウ・深瀬症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	91	クローン病
42	遠位型ミオパチー	92	クロンカイト・カナダ症候群
43	円錐角膜 ○	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
44	黄色靭帯骨化症	94	結節性硬化症
45	黄斑ジストロフィー	95	結節性多発動脈炎
46	大田原症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
47	オクシピタル・ホーン症候群	97	限局性皮質異形成
48	オスラー病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
49	カーニー複合	99	原発性局所多汗症 ○
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	100	原発性硬化性胆管炎

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性胆管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎 ○	155	シャルコー・マリー・トゥース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高IgD症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	出血性線溶異常症 ※
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	ジュベール症候群関連疾患
110	好酸球性副鼻腔炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦靭帯骨化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	甲状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球癆	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範脊柱管狭窄症	169	進行性白質脳症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	170	進行性ミオクローヌステんかん
121	抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	骨髄異形成症候群 ○	176	スミス・マギニス症候群
127	骨髄線維症 ○	177	スモン ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリス症候群	180	成人発症スチル病
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	鰓耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭酵素欠損症	190	先天異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
144	自己貪食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全 ○	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群 ○	253	突発性難聴 ○
204	先天性副腎低形成症	254	ドラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
211	早期ミオクロニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
215	ソトス症候群	265	ネフロン癆
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳腱黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジデリン沈着症
220	ダウン症候群 ○	270	膿疱性乾癬
221	高安動脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
232	短腸症候群 ○	282	P C D H 19関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャーシ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜炎
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV 4 異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎／多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	297	肥満低換気症候群 ○
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
250	特発性多中心性キャスルマン病	300	VATER症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	ファイファー症候群	351	もやもや病
302	ファロー四徴症	352	モワット・ウイルソン症候群
303	ファンコニ貧血	353	薬剤性過敏症症候群 ○
304	封入体筋炎	354	ヤング・シンプソン症候群
305	フェニルケトン尿症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
306	フォンタン術後症候群 ○	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群
308	副甲状腺機能低下症	358	ライゾーム病
309	副腎白質ジストロフィー	359	ラスマッセン脳炎
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
311	ブラウ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
312	プラダー・ウィリ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
313	プリオン病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
314	プロピオン酸血症	364	両大血管右室起始症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
316	閉塞性細気管支炎	366	リンパ脈管筋腫症
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
318	ベーチェット病	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
319	ベスレムミオパチー	369	レーベル遺伝性視神経症
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
321	ヘモクロマトーシス ○	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
322	ペリー病	372	レット症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	373	レノックス・ガストー症候群
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	374	ロウ症候群 ※
325	片側巨脳症	375	ロスムンド・トムソン症候群
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
329	ホモシスチン尿症		
330	ポルフィリン症		
331	マリネスコ・シェーグレン症候群		
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
335	慢性再発性多発性骨髄炎		
336	慢性睥炎 ○		
337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
338	ミオクロニー欠神てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無脾症候群		
343	無βリポタンパク血症		
344	メーブルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		
346	メチルマロン酸血症		
347	メビウス症候群		
348	免疫性血小板減少症 △		
349	メンケス病		
350	網膜色素変性症		

（※）一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておられません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。

湯沢市障がい者福祉のしおり

令和8年5月発刊

湯沢市福祉事務所
(障がい福祉班)

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-55-8075

FAX 0183-72-8301